

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸ノ内ビルディング617号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (3212) 4007・1480
 Fax (3212) 1447
 編集責任者 岡沢 憲 美
 印刷所 関東図書株式会社
 定価300円(年間購読料四千円)
 1995年9月25日発行
 No.299 第27巻8・9合併号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

No.299 Bulletin Vol. 27 No.8・9合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi - Bldg., No.617 Marunouchi, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan.

スウェーデンの近況

Recent Sweden

慶應義塾大学教授 飯野 靖 四
 Prof. Yasusi Iino

今夏、一年半ぶりにストックホルムを訪れた時には、さすがに前回感じたような不況風は感じられなかった。しかし同時に、輸出好調による好況感も感じなかった。これは一つには、好況にも拘らずいっこうに失業率が下がっていないからである。そしてもう一つには、スウェーデン国民がスウェーデン経済の将来に大きな不安を感じているからである。というのは、今までもスウェーデンは、不景気に陥るたびに通貨(クローナ)の切り下げで何とかしのいできたが、その効果が切れると国際競争力が再び低下し、不況に陥るのではないかという不安をスウェーデンの人々はみな持っているからである。今回はその上に、スウェーデンがかなりの無理をしてEUに加わったにも拘らず、思ったような経済効果が得られていないという失望感が加わっている。その失望感はEUの代議員選挙において、棄権者が異常に多かったことと、加盟反対の環境党と共産党の代議員が多数選ばれたことに端的にあらわれている。

このような経済状況の悪化はスウェーデン国民の生活パターンにもかなりの影響を与え始めている。例えば従来は、老後の社会保障が完備していたので家計の貯蓄率はそれほど高くなかったが、最近ではだいぶ高くなってきた。

昨年大筋で合意をみた年金改革についての詳細な社会民主党案が決まり新聞に発表されたが、

その翌日には銀行にそのコピーが沢山用意されていて、国民にもっと貯蓄を増やすよう訴えていた。例えばダーゲンス・ニヘーテル紙1995年9月4日号によると、新しい年金制度の下では、最終賃金の60%の年金を受け取るためには、現行制度の30年間ではなくて45年間働かなければならない。もし30年間しか働かなかったとしたら新しい年金額は最終賃金の40%弱にしかならないであろう。したがって現在月額2万Kr稼ぐ人が30年だけしか働かなかった場合、現行制度の年金額と同じだけの所得を受け取るためには、彼が働いている間、毎年2万8千Kr貯蓄をしなければならない。

新しい年金改革案は、大部分において、きわめて経済合理性に貫かれていて、わが国でも学ぶべきものが多いように思われる。

目 次

最近のスウェーデン	飯野 靖四 .. 1
学校が変だ	三瓶 恵子 .. 2
スウェーデンの学童保育(2)	小暮 健一 .. 4
新刊紹介	6
お知らせ	8

学校が変だ

Unsettled Situation in Elementary Schools

ジェットロ、ストックホルム事務所主任研究員 三瓶 恵子

Ms. Keiko Kjellsson-Sanpei

1. バラバラの1年生

上の息子がこの8月から2年生に上がった。彼のクラスには6歳児から8歳児までが混在している。というのも彼がピカピカの1年生だった昨年からウチの方の市(ストックホルム郊外)では6歳児入学を正式に始めたからだ。

実際にはその前の年から6歳児入学の試行が始まっていたのだが、ちょっと様子を見ようとそれまでどおり7歳で入学させた親の方が多く、6歳児は市全体で数人ほどしか入学していなかったようだ。

それが昨年からはどうやら今後は6歳児入学が正式となるらしいということがわかったのか、ほとんど全員6歳児が学校に上がるようになったのである。息子のクラスは全部で22人なのだが、その内7歳児は5、6人しかいなかった。残りは6歳児、といってもその年の内に6歳の誕生日を迎えるものを「6歳児」と称するので、実際には5歳7ヵ月の子もいたわけである。

その結果、彼のクラスは最初から絶望的なバラツキを見せていた。最初の父母会に行ったときに、担任の先生と「遅れている子」を指導する副担任格の先生の両方から「22人の一斉授業なんてムリなのに、予算が削られてなかなか個別指導ができない」というグチばかりを聞かされたので驚いたものだ。

まあここで「日本の先生は40人くらいまでは一人とり仕切れるよ」とブツブツ文句を言っても仕方がないので、「そうですね、そうですね」というウナツキ顔をして聞いているしかなかったのだが。

実際教室の後に貼ってある絵をみても、まだ「幼児絵」を描いている子もいるし、中にはデザイン教室の代表作になるだろうと思われるようなものも描いている子もいる。また、読み書きに関しても22人のうちアルファベット全部の読み書きができていた子はウチの息子を含めてたった2人しかいなかったのだそうだ。これじゃあ先生もやりにくかろうと思う。スウェーデンの

学校では、クラスの大多数が読み書きができないからといって、そちらにレベルをあわせてできる子の勉強意欲をなくさせるような指導はないからである。息子はドンドン国語の教科書兼練習帳を進めていき、常に他の子供より1、2年先の勉強をしているようだ。

2. 学童クラブの役割の強化

クラスの一斉授業は、社会科・理科をあわせたような「生活科」のみで、後はほとんど半分ずつとなる。体育などはわざわざクラスを半分にして隣のクラスの半分と一緒にしない、「皆お友達」になる良いチャンスを与えるようにしているのだそうだ。体育は別の先生だが、その他の授業は原則として担任が行なう。そのためクラスの半分が授業を受けるときは残りの半分は学校に隣接している学童クラブに行き、工作をしたり、森の散策をしたりする。学童クラブの指導員は、学校の長い休み時間の間校庭で児童の安全を見守る役目も担っている。トータルでいえば、学童クラブの指導員の方が、担任の教師よりも子供達と接する時間の方が多いのではないかと思われるくらいだ。

3. ついていけない子供、ついていけない先生

息子の担任の先生は、生徒の能力のあまりのバラバラさにねをあげたのか、2ヵ月後に原因不明の病気がかかってしまい、その後1年間休んでしまった。その間、いれ代わりたち代わり代休の先生がやってきたが、息子達はバラバラなまま2年生になった。

2年生になって最初の父母会が先日あって、連れ合いとのじゃんけんで敗けてしまったのでシブシブ私が出席した(父母会は教師のグチと親の自分の子自慢を聞かされる場だというのが、この頃私にもわかってきたのである)。病気で休んでいた担任の先生はパートタイムで復帰しており、国語、算数を担当、体育の先生が、残りを

担当という分担で今後2年間を指導していくという。「このクラスの問題点は、生徒たちの勉強の姿勢ができていないことです。まるで1年生のように落ち着きがありません」と、例の1年間休んだ先生が言ったときにはまったく啞然としたものだ。彼女によれば、これは、「学校出立での経験の浅い代休の先生しか見付けられなかった学校責任者の落ち度」であり、「予算を削ってばかりいる当局の責任」なのだそうだ。

で、まあ過ぎたことはいいとしても、問題なのは、彼女たちが新学習指導要領に基算数の指導法の勉強をするために、今後月に2日授業を休まねばならないということだ。もちろん「その時は生徒はどうするのか」という質問が親から出る。代わりの先生が呼ぶ予算がないので、生徒は学童クラブに行くことになり「その時」が答えだった。まったくスウェーデンの親は鷹揚だなあ、と思うばかり。先生たちの話によれば、新学習指導要領は時間の割り振りがかなりテクトーで、各教師の仕事が増えるばかりなのだという。

去年、隣のクラスに2年生を落第して1年生に再び下りてきた生徒がいたが、今年は3年生になれずに2年生をもう一度やり直す生徒が息子のクラスに1人、隣のクラスに1人入ってきた。低学年での「やり直し」は今までも例がなかったわけではないが、私の友人などに聞いたかぎりでは、その数が増えてきているような気がする。それが6歳児入学と関連があるのかどうかはわからないが、準備が整っていなかった現場(=7歳児からの教育を前提に組み立てられている教育システム)に無理に6歳児を入れた結果、6歳児が弾きだされてしまったのではないかと私は危惧している。息子のクラスに入りなおした子はウチの近くに住んでいる息子と同年の男の子で、「ウチの子は早熟だし、それに学校に入れれば保育所の費用がかからないしね」とお母さんが喜んでいて6歳入学児だった。

4. 学校は無料、保育所は有料

この「学校は無料」というところにも6歳児入学の別の面の問題が潜んでいる。従来の7歳就学の制度では、6歳の時に「就学前教育」を1日3時間、午前または午後保育所で行なうということになっていた。就学前教育については無料だが、それ以外の時間保育所に預ける費用は収入に応じて支払わねばならない。学校に入れ

ば、8時から1時くらいまでは無料で子供の安全が確保される。その後フルタイムで学童クラブに子供を預けても、時間が短いためかかる費用は保育所は半分となる。これでは、親は子供を学校に入れてしまうほうがトクだと思うはずだ。

5. 保育所を内包することになった学校

今年からウチの市では、6歳児を学童クラブに全員収容して「就学前教育=0年生教育」を行なうようになった。「6歳児活動」というのが正式名称である。内容は以前保育所が、5歳児、6歳児を集めて行なっていた学校準備教育だ。そのため、学童クラブは非常に狭くなってしまった。同じ市内の別の学校では、6歳児用教室を用意するのが間に合わなくて、新学期が始まってからもなお教室を狭くして、余計に数を生み出すための突貫工事が進められているという。

6. 10年制義務教育の提唱

ヨハンソン学校大臣は今年の夏、6歳から16歳までの10年間で義務教育にすべきだというコメントを発表した。今年の秋に専門家の意見を集めた報告書が出るそうだが、私はこれはちょっとおかしいんじゃないかという気がしている。そもそも6歳児入学云々が言われ始めたのは、「スウェーデンの就学年齢はヨーロッパの他の国に比較して遅すぎる。国際的競争力を付けるためにも1年就学年令を下げよう」という趣旨だったはずだ。「実際やってみたら、6歳児は学校に入れるほど成熟していなかった」というのなら試行はやめるべきだし、「義務教育は7歳から16歳までの9年間、しかしその準備教育の期間も義務とする」というのだったら、就学前教育機関を学校以外のところに戻すべきだ。

以前の保育所には就学前教育のノウハウがあった。今の学校には、学童クラブも含めてそのノウハウがない。

従来の経験どおりにいかない授業に戸惑う教師、予算の獲得と配分だけに頭を使わねばならない校長(現行の新制度では、校長の能力が以前より大きく学習計画に反映しているようだ)、現場の混乱よりも理論を優先してしがちな役人。いちばんかわいそうなのは子供と、お母さんは憤っているわけです。

スウェーデンの学童保育 (2)

Fritidshem i Sverige

若狭学童クラブ指導員 小暮健一
Mr. Kenichi Kogure

学童保育の一日

学童保育の一日は、おもに次のようになっている。

- 7時 開所
- 8時10分 学校開始。指導員は学校と連絡をとり、計画を立てたりする。
- 11時30分 職員の昼食
- 12時 最初の子が学校から帰って来る。自由に遊び、外で過ごす。職員はおやつ準備をする。
- 2時 職員と子どもで集会とおやつのためのテーブルの準備をする。
- 2時10分 集会、おやつ、3時15分まで外で自由行動。
- 3時 グループごとの活動、自由に遊ぶ宿題(自発的に)
- 4時30分 掃除をして一つのクラスを閉める。
- 5時 残っている子の点呼。
- 6時 学童保育を閉める。

一週間のグループ活動

午後3時から4時15分の間グループ活動がある。絵画、遊びと運動、手芸と裁縫、木工、陶器、水泳、パンを焼く、図書館へ行くなど。2~3年生は、月曜日の集会でどんなグループ活動をやりたいか、その週の中で参加したいものを選ぶ。一年生は毎週水曜日活動に参加できる。

予定表 91年 秋の学期

- 8月 学童保育の計画を立てる。学童と学校の計画を一緒になって立てる。
 - 16日 秋の歓迎会 すべての子どもと親をコーヒーとジュースとケーキで歓迎する。
 - 19日 学校が始まる。
 - 30日 学童保育のマラソン大会
- 9月 グループ活動が始まる。避難訓練
 - 25日 新しい親のための説明会

- 10月 15日 低学年のためのディスコ
- 24日 家族の夕食会
- 10月28日~11月1日まで学校が休み
- 11月 45週と46週は30分の個人面談
- 12月 クリスマスの品物、飾りを作る。
- 19日 クリスマス映画会

最後に

スウェーデンの学童保育は、男女平等の理念に基づき社会的責任を明確にしている。日本と比べるまでもなく発達している。しかし今回、短期間の視察ではあったが国の違いをこえて学童保育の役割の共通するところが多いのも実感できた。

一方で最近のスウェーデンの学童保育には大きな変化がみられる。以前は、教師と学童保育指導員の活動はほとんど別であったのにソーンバーエンの学童保育にも一部見られたように教師と指導員は密接な協力をしている。視察した所では学校と学童保育を統合している学校もあった。「もし良い結果が得られなければ元に戻せばいい」と言う。日本では考えられない積極的な行動運営である。

訪問したノーラ・エングビイスコーランの副校長アンニカ・テ・クビスト(17年間指導員をしていた)さんから教員間の目標のコピーをいただいた。

-En bro skollärare än som en slipsten.

Han skärper andra genom att slita ut sig själv!

「よい教員というのは、研石のようなものである。自分を砥石にかけることによって、他の人も研磨していく。」

大いに共通する子どもに対する姿勢である。

<資料>「スウェーデン、デンマーク、ドイツの学童保育」より

1994年4月28日

ストックホルム学校庁基礎学校部

ストックホルム市の6歳児就学前学校及び学童保育について

1991年7月1日、ストックホルム市当局は学童保育に関する責任をそれまでの社会庁から学校局へと移譲することを決定した。学校局が学童保育における活動の企画、運営などの全責任を負う事となったのである。これによる学校局は社会サービス法の定める規定に従う事とされた。

社会サービス法

社会サービス法の第1条では社会サービスの目的、第6章では支援を受ける権利について述べ、第12条から18条では児童や青少年の保育における庁の責務について述べており、主としてこれら各章を通して学校保育活動のあり方を規定している。第35条ではコミュニケーションが料金を徴収できる可能性について述べ、第69章では個々の活動における監督責任について述べている。第12条から18条ではコミュニケーション内の定住する児童の学童保育を行なう責任はコミュニケーションが負う事について述べている。また、その活動は就学義務を持つ12歳以下の児童を対象とする事、肉体的あるいは精神的その他の理由によって、発育に特別な支援を必要とする児童がもしも他に必要な援助が得られない場合、その場を学童保育所において与えられなければならないとしている。これは特別支援を必要とする児童に与えられている当然の権利にあたることとされる。

従ってその申請や調査またこれらの権利の優先順位などの決定については第6条が適用され、親（保護者）は県当局に対して不服申し立ての権利を有する。

組織

ストックホルム学校局、基礎学校部の活動内には109校があり、その内の100校が低学年、中学年を抱える。低学年と中学年部を持つ各学校には、地理的に結ばれた数カ所の学童保育所が所属する。

各学校と結ばれた学童保育所の数は学校の生徒数や学校の規模によって左右され得る。生徒数と学童保育所の定員数は相互に適切な関係におかれるべきである。

運営機能

各学校は職員、財政活動内容などに関わる全ての責任を負う校長によって指揮される。また学童保育における社会サービス法適用例、入所順処理、募集、

時間外保育などで判断処理にかかわる副校長も学校運営に加わることも有り得る。

1994年4月において、合計24,679人の児童が約450カ所の学童保育所に入所している。その内訳は次のとおり。

就学前学校	6043人
6歳児保育	5461人
1年生及び2年生	9923人
3年生	3252人

及び中学年の10歳～12歳児学童保育活動として（共同経営による）その他の活動（36校）

2384人

公共の中学年学童保育活動 500人

私立の学童保育活動 150人

6歳児活動

6歳児活動とはその年に6歳となる児童の親のために秋の新学期から用意されるものである（義務的なものではない）。

6歳児活動は就学前学校から学校への移行がスムーズに行なわれるための条件をつくりだし、1年生となる児童が良いスタートをできるようにするものである。

* その活動は就学準備活動と保育とによって成り、就学準備部分のみを希望する児童には保育部分を強制しないという方法で行なわれる。

* 就学準備活動は1日最低3時間、学期と連動して行なわれる。

* 保育は就学準備活動の前または後で、また休暇期間中に行なわれる。保育は必要に応じて6:30 AM～6:30 PMの間で行なわれる。

* 保育はその場所の条件を備えた学童保育所、6歳児合同グループ、家庭保育所や保育所で行なわれる。

昼食は全ての児童にあたえられる。

1グループは約25人の6歳児によって成る。

職員チームは3人のフルタイム職員を含むのが望ましい。25人の児童のほとんどがフルタイム児童である。校長が職員構成を決定するが、少なくとも1人は就学前学校教員で活動の責任者となるべきである。学校の低学年の教師1人が6歳児活動の職員と定期的に話し合っ、児童が自分たちの将来の先生

と親しくなり、1年生の生徒達との交流もできるように望むようにする。

その活動の場はできるだけ学校内に置かれ、1年生の学級により近い場所で児童に合わせて設備を整える。6歳児活動は1993年秋にストックホルムの学校でスタートした。それ以前の6歳児は社会サービスに組み込まれていた。

ストックホルムの学童保育

学童保育は社会サービス法のほか、活動の目的、方向、作業形式など、社会の基本的原則を指し示す学校管理局の学童保育指導プログラムによって管理される。

コミュニン内の低学年児童の全てに朝の登校前保育が開放され、登録された児童は学童保育所または家庭保育所/3家族システムなどで下校時保育を受けることができる。

学童保育は6歳から12歳までの児童のために、必要に応じて通学の保護監督と保育を行なうものである。

学童保育は児童に良い身体的、社会的保育や育成、知識、技能を与える事をめざす。

学童保育は児童に民主主義、団結、平等、安心、責任に対する理解と感情をもたらし、これらの価値が刻みこまれた人間観や社会観が学童保育の活動全体に浸透される。

学童保育と学校はお互い補い合って、児童が成長する環境を豊かなものとするような方法ですすめる。

また学童保育は安心、共有、協力などの社会的目標へむかって努力する。その様は社会的目標を達成するためには親、学校、学童保育間の協力が前提とされる。

財 政

各学校には就学前学校と保育に登録された児童1人につき一定の金が支払われる。年間にして；

就学前学校へ

1人/16,183 Kr/年間

6歳児保育へ

1人/24,970 Kr/年間

1年生と2年生学童保育へ

1人/20,150 Kr/年間

3年生学童保育に対して

1人/16,443 Kr/年間

4年生、5年生、6年生学童保育に対して

400 Kr/1ヵ月

親の負担費用/1人あたりの1ヵ月の児童保育料

1ヵ月の世帯収入が15,000クローネ以上の場合

保育対象の児童数 児童1人あたりの保育料

1 1,400

2 1,050

3 870

4 700

5 580

6 490

中学年児童の保育料は1人につき1ヵ月900クローネ。

1ヵ月の世帯収入による割引

— 8,999 Kr 75%割引

9,000—11,999 Kr 50%割引

12,000—14,000 Kr 25%割引

保育料は市が経費負担している12歳までの児童の学校での6歳児活動、学童保育、家庭保育所/3家族システムなどで行なわれる保育に対してである。

ストックホルム学校局には6歳児や学童保育で働く指導員、就学前学校教員、保育補助員として雇用されている3千人強のスタッフがいる。1992年1月1日以降、希望する者はコミュニンからの補助金を受けて私営の6歳児活動や学童保育を始めることができる事となった。

現在ストックホルム学校局には約60の活動があり約1800人の児童が登録されている。

(訳：浩江グンナーソン)

《新刊紹介》

自治の夜明けを告げる挑戦

『北欧の地方分権改革—福祉国家におけるフリーコミュニン実験』について

"Towards the self-regulating municipality-Free communes and administrative modernization in Scandinavia" by H·Baldersheim and K·Stahlberg.1994.

朝日新聞論説委員 大和田健太郎

Mr. Kentaro Ohwada

「靴のどこがきついかは、履いている本人が最もよく気づいている」。こんな合言葉で、北欧四カ国がフリー

コミュニケーションの実験を展開してきた。

地方自治体は長年、中央政府の画一的な指示と財源で仕事をしてきた。この傾向は、福祉国家政策のもとで強まり、自治体の支出額が激増したものの、その主体性は妨げられてきた。一方で、政府の国土計画や過疎地振興策は、地方の人口減に歯止めをかける効果がなくなっていた。「Free bureaucratic zone」を試みてはどうか」といった主張がなされ、スウェーデン行政省が1984年に始めたのが、フリーコミュニケーションであった。

この実験はデンマーク（86年）やノルウェー（87年）、フィンランド（89年）でも順次、着手された。いずれも、フリーコミュニケーション法を制定し、実験への参加自治体が国の法律や規制の適用除外を申請して実験事業を展開する形をとった。それは、自治体の裁量範囲を広げ、自律能力を育てるものと考えられた。画一的な行政にかわって、地域の状況に連合するサービスの提供が大切にされ、地域資源の活用に関心を向けることにもなる。



実験と前後して、四カ国は、ヒモつき補助金（特定補助金）を一般財源化した。いくつかの自治体が、暮らしにつながるサービスは身近なところで住民の意向に沿って提供されるべきだという発想から、行政区画を細分化して住区協議会を設け、予算と執行権をゆだねた。

高齢者や障害者サービスが一つの屋根の下に集められ、利用者が窓口をたらい回しされることがなくなった。教育面では、親が自由に学校を選ぶ権利を与えられ、授業内容に発言権をもった。公的教育に飽き足らない親たちが古い建物を修復して自由な学校を開設し、公的補助を得て運営するという運動も盛んになった。

都市計画や土地利用計画の権限が移管されて、それぞれの自治体が特色ある地域づくりを展開し始めた。まちづくり基金が住区ごとに割り当てられて、住民が自主的に町並みの整備などに乗り出した。国の産業資金の融資事務を県段階に移した実験では、申請から融資までの期間が大幅に短縮された。農業政策を担当する国の出先機関と自治体の産業部門の融合をはかる工夫もなされた。

各国は、こうした成果を全自治体におよぼすため、地方自治法や都市計画法、学校管理法などを大幅に改正した。当初は、地方行政の担当省が実験自治体を公募するトップダウン形式であった。しかし、何を実験するかは自治体の発意にまかせられ、改革の過程はボトムアップ的なものとなった。こうして、規制からの免除という形の実験は、継続的で恒久的な改革の様相を帯びることになった。四カ国の社会学者や行政官十三人で構成される原書の執筆者は、このような前向きの評価で一致している。



北欧のフリーコミュニケーションは、日本でも、その輪郭が紹介されてきたが、その具体像は曖昧であった。臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）が提言したパイロット自治体制度は、フリーコミュニケーションを参考に国の許認可権限の弾力的運用と補助金の一般財源化をねらったが、中央省庁の反撃で骨抜きとなった。「明治以来の中央集権の打破」と声高に唱えられた壮大な社会実験だったはずだが、わが国の提唱者たちは、北欧の実態について詳細に調査したり、研究者の十分な協力を確保するということがなかった。

ある意味で、パイロット自治体制度に対する中央官僚の頑迷さが、その後の国会をも巻き込む地方分権運動に油を注いだといえよう。95年夏に発足した政府の地方分権推進委員会は96年春、「画一性と集権から多様性と分権へ」を目指す中間報告を出す。



北欧の体験は、わが国の分権論語を深める材料となろう。しかし、海外の制度の紹介では、背景にある社会慣習や文化というものが見失われがちである。スカンディナヴィアの地方自治は、公選議員の中から選ばれた議長が首長として自治体を代表し、議員らで構成する委員会が行政部局を統括している。男女平等が進んでいて、地方議員の半数近くは女性で占められている。自治の改革に女性が果たした役割は、わが国と比較にならない。

地方公務員の新規採用で女性が三割を占めるわが国だが、95年統一地方選挙で女性議員の比率が過去最高といっってはみても、四・八%にとどまった。福祉社会とはいえ、田舎では「ケア施設に親を預けたら、近所の物笑いになる」と嫁が萎縮している。この翻訳でも、原書で触れられていない局面の重要性を痛感した。

お知らせ

《 公 演 会 》

UNPAID WORK

パートナーシップの未来

男性中心の価値観を超えて
女たちの21世紀を考える国際シンポジウム

1月27日(土)

●基調講演 (PM 13:00~17:00)

マリリン・ウォーリング

ニュージーランド。マッセー大学上級講師。国
連統計委員会コンサルタント。『新フェミニスト経
済学』(東洋経済新報社)著者

リレモア・アルビドソン

スウェーデン。地方自治体職員連盟(SKAF)

議長

1月28日(日)

●全体会議 (AM 10:00~12:00)

—基調講演より問題提起を受けて

●パネルディスカッション (PM 13:30~16:00)

マリリン・ウォーリング/リレモア・アルビドソン/

岡沢憲芙(早稲田大学教授)/中島通子(弁護士)

コーディネーター・篠塚英子(御茶の水女子大学教

授。『新フェミニスト経済学』訳者)

【場 所】 〒211 川崎市中原区木月祇園町237番地1 TEL.044-435-7000(代)
川崎市国際交流センター FAX.044-435-7010

●参加費 1日券 2,000円/2日券 3,000円

主 催 女と男が平等に働くための制度改革をすすめる会

共 催 (財)川崎市国際交流センター

問い合わせ先:045-892-5579(岸本)045-841-2313(山崎)

○協 賛 自治労

○後 援 川崎市/ニュージーランド大使館/スウェーデン大使館/朝日新聞社

《 研 究 会 》

A. 社会福祉研究会

日 時 1月24日(水) 午後6:30~8:30

テーマ 『誕生と死にかかわる福祉』

講 師 三瓶恵子氏

(ジェットロ、ストックホルム事務所主任研究員)

1996年最初の研究会は、スウェーデンから一時帰
国される三瓶恵子さんを講師に迎え、スウェーデン
の出生率と社会の関係及び看板取り休暇(介護休暇)
の件について講演頂きます。

会 場 A・Bともに丸ノ内三井ビル4階 トーモク会議室

会 費 会員 無料。一般参加 1,000円

定 員 60名(先着順)

共催 (財)スウェーデン交流センター

申込先 社団法人 スウェーデン社会研究所

TEL03-3212-1480 FAX;03-3212-1447

B. 障害者教育研究会

日 時 2月7日(水) 午後6:30~8:30

テーマ 『障害児教育の現場から—8ヶ月の教育実習
をもとにスウェーデンと日本の比較—』

講 師 是永かな子さん(東京学芸大学 教育学部)

96年の第2回目の研究会は、95年にマルメ市で教
育実習された若々しくバイタリティーあふれる是永
かな子さんを講師に迎え、スウェーデンの実際の教
育現場の様子を具体的な例を挙げながら日本の状況
と比較してお話して頂きます。

昭
和
4
4
年
1
2
月
2
3
日

第
三
種
差
使
認
可

ス
ウ
エ
ー
デ
ン
社
会
研
究
所
研
究
月
報
平
成
7
年
9
月
2
5
日
発
行

第
8
・
9
合
併
号
通
算
2
9
9
号
毎
月
1
回
2
5
日
発
行
編
集
責
任
者
岡
沢
憲
芙
発
行
所
社
団
法
人
ス
ウ
エ
ー
デ
ン
社
会
研
究
所
定
価
三
〇
〇
円